

住民投票条例案の慎重審議と継続審議にするよう求める請願書

2015年12月1日

明石市議会

議長 絹川和之様

(請願者) 政策提言市民団体 市民自治あかし

請願の趣旨

12月定例市議会に提案された明石市住民投票条例議案は以下に示す理由から、明石市自治基本条例にもとづく住民投票条例としてふさわしくなく、条例案の策定過程についても極めて不明朗な点がありますので、慎重に審議していただくとともに、今議会では採決を見合わせ、継続審議にしてくださいよう請願します。

なお、請願理由に記載の通り、本請願を提出に至った大きな原因は条例案提出に至る泉市長の対応に大きな原因があるため、同市長には別途、抗議と要請書を提出していますので、請願書に添付します。

請願の項目

明石市住民投票条例議案は慎重に審議し、今議会では採決を見合わせ、継続審議にしてください。

請願の理由

1. 本条例案は、9月18日に市議会委員会に説明された条例素案と異なり、最も重要な論点である「住民投票請求要件の必要署名数」が、市民にも、議会にも説明されないまま、素案の内容がどこかで密かに変更され、その変更理由が明確にされていません。
2. 素案は10月1日からパブリックコメントに付され、10月末に提出が締め切られた段階でも素案の内容変更は明らかにされていません。パブコメの結果も未だ市民には明らかにされず、素案内容の重要な変更について市長は説明責任を果たしていません。これは明らかに自治基本条例第10条に規定された市長の責務違反です。(公正・誠実な市政運営。市民への説明責任)
3. この条例の検討委員会は1年3ヵ月にわたって慎重に審議し、提言書をまとめました。市長は提言内容に沿った条例素案を市民に説明し、自ら「全国的に見ても比較的住民投票の発議をしやすい要件で、幅広く市民の意思を市政に反映させることができる」(10月1日付け広報あかし)と、署名数の要件を「8分の1」とした条例の特徴を説明したばかりです。にもかかわらず、パブコメの締め切りが終わって1ヵ月もたたないうちに、何の説明もなく、この条例でもっとも重要な項目を勝手に書き換え、市民が住民投票を請求する際のハードルを高くしたのは、明石市の「最高規範」である自治基本条例に明確に違反し、暴挙に等しいやり方です。

以上